

# 平成30・31年度の 後期高齢者医療保険料率が決まりました

## 大分県における平成30・31年度の保険料率

|         | 平成28・29年度 | 平成30・31年度 | 比 較     |
|---------|-----------|-----------|---------|
| 均 等 割 額 | 48,500円   | 47,000円   | -1,500円 |
| 所 得 割 額 | 9.52%     | 9.06%     | -0.46%  |
| 賦課限度額   | 57万円      | 62万円      | +5万円    |

## 保険料率引き下げとなった主な要因

- ①保険料の増加抑制財源として剰余金約52億円を活用しています。
- ②診療報酬改定の影響により、1人当たり医療給付費の伸び率が鈍化すると見込んでいます。  
※被保険者の保険料負担を少しでも少なくするため、保険料率の引き下げ改定を実施しました。

## 保険料の計算方法(平成30・31年度) ※所得等の条件により軽減措置があります。

被保険者である高齢者1人ひとりが後期高齢者医療保険料を負担します。負担していただく保険料額は、被保険者全員が等しく負担する①均等割額と、所得に応じて負担する②所得割額を合計して個人単位で計算されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \hline \text{上限62万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{①均等割額} \\ \hline 47,000円 \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{②所得割額} \\ \hline \text{※前年所得} \times 9.06\% \\ \hline \end{array}$$

※前年所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額（33万円）を差し引いた金額となります。

※上記の保険料率(均等割額・所得割率)に関する条例案は、平成30年2月22日開会の「平成30年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会」において、可決されました。

## 《平成30年度の保険料軽減措置について》

○保険料の軽減措置について、平成30年度から均等割額5割軽減・2割軽減の所得判定基準が見直され、所得基準額が拡大されました。

### ①均等割5割軽減

(平成29年度)基準額：33万円+27万円×世帯の被保険者数  
→(平成30年度)基準額：33万円+27.5万円×世帯の被保険者数

### ②均等割2割軽減

(平成29年度)基準額：33万円+49万円×世帯の被保険者数  
→(平成30年度)基準額：33万円+50万円×世帯の被保険者数

○保険料の軽減特例の所得割額と被扶養者軽減が平成30年度から変更されました。

### ①所得割額について

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、平成29年度は所得割額が一律2割軽減されていましたが、平成30年度から所得割軽減がなくなります。

### ②被扶養者軽減について

平成30年度において、資格を得た日の前日に職場の健康保険などの被扶養者であった方は、保険料の均等割額が7割軽減から5割軽減へ変更になりました。

※国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた方は該当しません。